

議案第225号

大阪市立学校設置条例の一部を改正する条例案

大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪市条例第57号）の一部を次のように改正する。

幼稚園の表中大阪市立日本橋小学校附属幼稚園の項を削る。

小学校の表中大阪市立恵美小学校の項及び大阪市立日本橋小学校の項を削る。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成27年9月25日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

日本橋小学校附属幼稚園並びに恵美小学校及び日本橋小学校を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(傍線は削除)

大阪市立学校設置条例 (抄)

本市に幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

幼稚園

名 称	位 置
省	略
<u>大阪市立日本橋小学校附属幼稚園</u>	<u>大阪市浪速区日本橋3丁目</u>
省	略

小学校

名 称	位 置
省	略
<u>大阪市立恵美小学校</u>	<u>大阪市浪速区恵美須西2丁目</u>
省	略
<u>大阪市立日本橋小学校</u>	<u>大阪市浪速区日本橋3丁目</u>
省	略

省

略